

第4章 循環型都市の実現に向けた取り組み

1 施策体系

重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックは私たちの生活に欠かせないものですが、海洋汚染や地球温暖化などプラスチックが関係する環境問題が世界的な課題となっており、本市においても世界や国の動きに対応しプラスチックの削減をさらに推し進めていく必要があります。そこで、「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、プラスチック問題についての環境教育・情報発信を進めるとともに、「減らす」「大切に使う」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開します。

重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながっています。そのような中、「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村にもさらなる食品ロス削減の取り組みが求められています。そこで、「食品ロス削減推進計画」を一般廃棄物処理基本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、食品ロス削減に向けた目標を設定し、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で主体的に食品ロスの削減を進められるよう施策・取り組みを展開します。

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習を推進し、多様なステークホルダーや媒体を活用した情報発信や環境にやさしい行動に結びつけてもらうための施策が求められています。そこで、「環境にやさしい学びと行動の推進」を施策1として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

①環境学習の推進

②情報発信と行動の展開

施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

ごみも資源も元から減らすためには、暮らしや事業活動において使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルを転換し、『もったいない』のその一歩先』を意識した施策を展開することが必要です。そこで、「2R（リデュース・リユース）の推進」を施策2として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

③使い捨てプラスチックの削減

④食品ロスの削減

⑤モノを大切に
する意識の醸成

施策3 分別・リサイクルの推進

市民・事業者の分別意識向上のためには、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の設定やそれぞれのライフスタイル・価値観に合わせた広報・啓発を実施することが必要です。また、資源を効率よく循環させるためには、市民・事業者の取り組みを支援し、連携することが求められます。そこで、「分別・リサイクルの推進」を施策3として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

⑥「分かりやすい・分けやすい」
区分による分別収集の実施

⑦分別意識の
さらなる向上

⑧リサイクルの
さらなる推進

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

生活基盤としてのごみ収集・処理を安心かつ安全に継続させるためには、社会課題に的確に対応するとともに、有事に適切に対応できる収集・処理体制を確保することが求められます。また、焼却工場や処分場等の施設整備は、環境負荷に配慮しながら計画的かつ安定的に進めることが必要不可欠です。そこで、「安心・安全で適正な収集・処理体制の確保」を施策4として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

⑨社会課題に対応した
収集・処理の推進

⑩計画的かつ環境に
配慮した施設整備

⑪長期的かつ安定的な
埋立処分場の確保

施策5 快適に住み続けられるまちづくり

循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから脱却し、持続可能な仕組みづくりを進めるなど循環型の社会経済システムの構築が求められています。また、快適に住み続けるためには、不法投棄・ポイ捨てを防止する施策を推進し、きれいなまちづくりを進めることが必要です。そこで、「快適に住み続けられるまちづくり」を施策5として掲げ取り組みを進めます。

施策の柱

⑫循環型社会に向けた
社会経済システムの構築

⑬きれいなまちづくり

2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックの大量生産・大量消費・大量廃棄は海洋汚染や資源枯渇、地球温暖化につながっており、プラスチック対策は世界的に喫緊の課題となっています。本市では「持続可能なプラスチックの利用」を実現するため、「減らす」を最優先とし、「大切に使う」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開しています。

(1)「減らす」～Action 1～

●マイボトル・マイカップの利用促進

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器の削減を目的として、マイボトル・マイカップの利用促進を図るため、市民団体・事業者団体・学識経験者と名古屋市で構成するなごや資源循環実行委員会において給水機の設置費用補助を実施しています。

また、市内の給水スポットやマイボトル等に飲料を提供してもらえる店舗を、市ウェブサイトや事業者の媒体を活用し紹介しているほか、令和7年度は、上下水道局と連携して市内の給水スポットをめぐるデジタルスタンプラリーを開催し、給水スポットの周知を図りました。

給水量は、なごや資源循環実行委員会による補助など本市関わった給水スポットにおいて、令和6年8月から令和7年7月までの1年間で合計約239,000ℓの利用があり、500mℓのペットボトルに換算すると、約478,000本分となります。



名城金鯰水



イベントチラシ

実施期間：令和7年8月1日から10月31日まで
 参加人数：1,184名
 対象地点：41地点
 (mymizuアプリ及び本市無料給水スポット・マイボトルへの飲料提供店として登録のある施設のうち、本事業に協力いただいた箇所)
 効果：イベント対象地点の給水量について、前年度に比べて約1.9倍に増加した(500mℓペットボトルで換算すると約88,960本の削減)。
 備考：なごやの「安心・安全でおいしい水道水」を飲んでいただく機会を増やす取り組みを実施している上下水道局と連携して実施した。

みんなで
マイボトルを
持ち歩こう!

<本市が設置に関わった給水スポット(市内21か所)>

- ・東山動物園(園内3か所)
- ・金シャチ横丁(2か所)
- ・アピタ千代田橋店
- ・エコパルなごや
- ・名古屋港水族館
- ・オアシス21
- ・名古屋市科学館
- ・パロマ瑞穂スポーツパーク
- ・露橋スポーツセンター
- ・北スポーツセンター
- ・黒川スポーツトレーニングセンター
- ・南陽プール
- ・中スポーツセンター
- ・枇杷島スポーツセンター
- ・中村スポーツセンター
- ・富田北プール
- ・名古屋市体育館
- ・日本ガイシアリーナ



<市内給水スポット>

(2)「大切につかう」～Action 2～

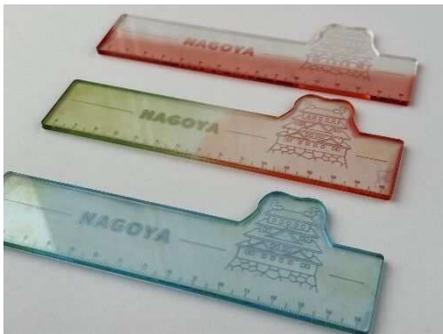
●プラスチック製品のリユースの推進

粗大ごみとして排出されたモノや市民にリユース品として寄付していただいたものをフリマアプリ等で販売する取り組みを行っています。令和6年度では販売した482点中51点がプラスチック製品であり、プラスチック製品のリユースを進めています。



●アップサイクル

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、使用しなくなったアクリル板パーティションを定規やキーホルダーなどにアップサイクルするワークショップを行い、ものを大切に使う意識向上のための啓発を行っています。



アクリル板パーティション
から作った定規



アクリル板パーティション
から作った時計

(3)「循環させる」～Action 3～

●衣装ケースの無料回収イベント

粗大ごみとして回収した衣装ケースは焼却処理をしていますが、衣装ケースはポリプロピレンの単一素材でできているものが多く、高品質な再生プラスチックにリサイクルすることができます。資源循環およびCO₂削減の観点から、衣装ケースの無料回収イベントを実施し、回収した衣装ケースの破砕物を原料とした啓発品を作成しました。



回収した衣装ケース



衣装ケースの破砕物



衣装ケースから作った啓発品

●プラスチック資源循環の見える化

「プラスチック資源循環」の製品化を通じ、分別意識等、プラスチックの資源化に対する意識向上につなげるため、名古屋市内で回収された小型家電由来のプラスチックを原料としたボールペンやコースターを作製し、イベント等で配布しました。また、リサイクルプラスチック原料から小物や指輪を作るワークショップを行いました。



(4)「置き換える」～Action 4～

●家庭用可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進

国の「プラスチック資源循環戦略」に基づいて、導入に向けた調査を進めています。令和5年度に市政アンケートで市民の考えを尋ねたところ、10%程度までという条件であれば、価格が上昇しても可燃ごみ袋に環境にやさしいバイオマスプラスチックを使うことを、肯定的にとらえている人の方が多いことがわかりました。これを踏まえて、市民にとっての受け入れやすさと、環境への負荷低減効果の両立を図りながら、導入を促進していくのが今後の課題です。

コラム 市役所による率先行動

市役所自らが使い捨てプラスチックを削減するため、使い捨てプラスチックを使用しない啓発物品の調達を進めています。

<プラスチックを使用しない啓発物品の事例>



紙製水切り袋



紙製クリアファイル



間伐材しおり

3 重点施策2 食品ロスの削減/食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄につながっています。

本市では、「食品ロス削減推進計画」を第6次一般廃棄物処理基本計画に内包して策定するとともに、食品ロスの削減を重点施策に位置づけ、本市における食品ロスの削減に向けて一層の取組を進めます。

「食品ロス削減推進計画」の数値目標と現状での進捗状況は次のとおりです。

(1) 食品ロスの削減目標と実績について

●本市の食品ロス削減目標・実績

家庭系・事業系それぞれ令和12年度までに令和4年度比5%削減、令和22年度までに令和4年度比10%削減を目指します。令和6年度については、家庭系・事業系ともに食品ロス削減が進んでいます。

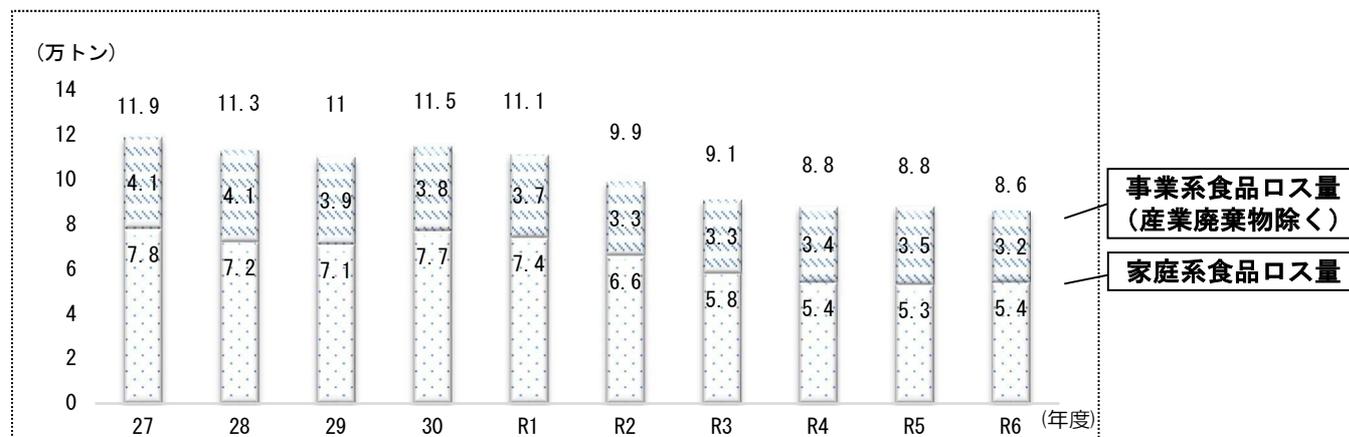
(単位：万トン)

区分	令和4年度実績 (基準年度)	令和6年度実績		令和12年度目標		令和22年度目標	
		令和4年度比	令和4年度比	令和4年度比	令和4年度比		
家庭系	5.4	5.4	▲1%	5.1	▲5%	4.9	▲10%
事業系	3.4	3.2	▲4%	3.2	▲5%	3.1	▲10%
合計	8.8	8.6	▲2%	8.4	▲5%	7.9	▲10%

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

●本市の食品ロス発生量の推移

本市における令和6年度の食品ロス発生量は家庭系食品ロス量が5.4万トン、事業系食品ロス量（食品製造業から排出される産業廃棄物は除く）が3.2万トン、全体で8.6万トンと推計しています。



(2) 協働による食品ロス削減運動の展開

●食品ロス削減月間キャンペーン

食品ロス削減推進法において、10月は食品ロス削減月間とされており、なごや資源循環実行委員会において、食品ロス削減月間にあわせてキャンペーンを実施しています。

令和7年度は小売店・飲食店等の事業者と連携し、対象スポットで食品ロス削減アクションを実践してポイントを獲得すると、抽選で景品があたる「グッドバイ食品ロスなごや デジタルポイントラリー」を実施しました。



<食品ロス削減アクション>



<協力事業者・団体>

- ・(株) アオキスーパー
 - ・マックスバリュ東海(株)
 - ・(株) ヤマナカ
 - ・食べ残しゼロ協力店 19 店舗
 - ・セカンドハーベスト名古屋
 - ・中部リサイクル運動市民の会
 - ・イオンモール大高
 - ・名古屋ダイヤモンドフィンズ
 - ・(公財) 名古屋市教育スポーツ協会
- 中スポーツセンター
 - 中村スポーツセンター
 - 千種生涯学習センター
 - 北生涯学習センター
 - 西生涯学習センター
 - 中村生涯学習センター
 - 瑞穂生涯学習センター

●フードドライブの推進

フードドライブとは、家庭にある手つかずの食品を持ち寄り、まとめてフードバンク団体や地域の福祉施設などに寄付する活動です。

環境学習センター（エコパルなごや）やなごや生物多様性センターで食品の受付を行うほか、イベントにおいてフードドライブを実施しました。

また、のぼりなど物品の貸し出しや市ウェブサイトにおける広報により、民間事業者等による自主的なフードドライブの取り組みを支援しました。



（３）食品ロス削減行動をする市民の拡大

●食品ロス削減行動の呼びかけ

市ウェブサイトやパンフレット、動画等による周知のほか、食材使い切り親子クッキング教室やイベントへのブース出展を実施し、広報啓発に努めました。

また、市政出前トークや小学校への出前講座を通じて、様々な世代に向けて食品ロスに関することや削減に向けた取組紹介を行いました。



（４）事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ

●食べ残しゼロ協力店

少量メニューの提供・持ち帰り対応など食品ロス削減に積極的に取り組む市内の飲食店や宿泊施設を食べ残しゼロ協力店として登録し情報発信することで、飲食店等の食品ロス削減の取り組みを促進しています。

登録店舗にはステッカー・ポスター等を配布し、専用ホームページ「食べ残しゼロ協力店マップ」に掲載し、利用を呼びかけました。



●講習や訪問などの機会をとらえた事業者への啓発の実施

事業系の食品ロス削減を推進するため、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者等に対する講習会での周知等に加え、事業者環境推進員による立入指導等の機会を活用することにより、事業者への啓発を進めました。

4 施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

(1) 環境学習の推進

●「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進

市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」のしくみを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組み等に主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。令和6年度は129講座を実施し、延べ13,759人の方が受講しました。

なごや環境大学は、市民・事業者・教育機関・行政が、立場や分野を超えて参加し、知識や経験、問題意識等を持ち寄って、学びあうネットワークです。「持続可能な社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」を進め、行動する市民、協働する市民として「共に育つ」ことを目的として、「まちじゅうをキャンパス」に様々な講座等を実施しています。



●学習拠点における環境学習の推進

名古屋市環境学習センター（エコパルなごや）は、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、楽しみながら体験・学習できる拠点施設として、環境学習を推進しています。

バーチャルスタジオやワークショップなどの体験型環境学習プログラムの展開や、ごみや公害に関する特別プログラムの実施、小学校等への出張講座、環境への取組みに熱心なNPO、企業等の活動を月替わりで紹介するマンスリー企画展示などを行っており、令和6年度の利用者数は33,009人でした。さらに、環境に関する情報やイベント情報等を掲載した情報誌「エコパルなごや」を年4回発行し、ウェブサイトにも掲載しました。



(2) 情報発信と行動の展開

●地域へのSDGsの浸透をはかる取組の推進

令和元年に本市が内閣府の「SDGs未来都市」に選定されたことを契機に、多様な主体が参画して地域へのSDGsの浸透や活動促進を図る取組を推進しています。

令和6・7年度は「平針南リボン委員会」及び「名駅南地区まちづくり協議会」とともに、地域・企業等との協働により、環境を切り口としたSDGsの視点から地域課題等について議論を行い、地域課題の解決とSDGsにつながる取組の検討・実践を通じて、地域・企業等のSDGsの活動促進・普及啓発を実施しました。

池の水位を下げ、池に生息する生きものの調査や外来種の捕獲を実施



段ボールやペットボトルを使ったコンポストづくりを体験するワークショップを開催



●環境デーなごやにおける3Rの取り組みの呼びかけ

市民・事業者・行政の協働のもと、環境イベント「環境デーなごや 2025」を開催しました。「環境デーなごや 2025」ではテーマを「つなごう！^{あす}未来の地球へ」とし、愛・地球博の開催から 20 周年等の節目に一人ひとりが未来の地球のために何ができるかを考え、行動するきっかけとしました。

9 月に開催した中央行事の当日は 94 団体 104 ブースが出展し、約 7.6 万人が来場しました。



●市役所による率先行動

市役所自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進しています。

オフィスで使用するコピー用紙の使用量については、高い削減目標を定めており、タブレット会議システムや無線 LAN パソコンの導入などの市役所 DX 推進によって、より一層のペーパーレス化を進めます。

<削減の取組み>

(1) タブレット会議システム (2020 年度～)

会議資料をタブレットにて閲覧するタブレット会議システムを導入しました。

(2) オフィスの環境負荷低減実証事業 (2021 年度)

ペーパーレス化・木質化等によりオフィスの環境負荷を低減する実証事業を環境局環境企画部で実施しました。

《オフィスの環境負荷低減実証事業の主な取組み》

●什器の木質化

- ・長野県木祖村のカラマツ材を使用し、机・ロッカー等を木質化
- ・フリーアドレスの実施
- ・引き出しのない机でペーパーレス化にも寄与

●ペーパーレス化の推進

- ・ペーパーレス化の部内ルールの設定
- ・モバイル PC・打合せスペースへのモニターの設置
- ・無線 LAN の実証

モノクロコピー枚数
事業実施前に比べて△47%削減！



5 施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

（1）モノを大切に作る意識の醸成

●事業者と連携したリユース事業の実施

粗大ごみの中でもまだ使用できる家具類を回収し、事業者と連携したプラットフォームでの販売を行うことにより、物を大切に長く使う意識の向上など、リユースの意識啓発を図っています。令和6年度は、南リサイクルプラザにおいて482点の家具を販売しました。また、震災等で本市に避難された方に無料で提供を行い、令和6年度末までに275点の家具類を提供しました。



また、NPO 法人と連携し、市民からまだ使用できるリユース品を回収し、上述の粗大ごみの販売と同様のプラットフォームでの販売及びNPO 法人に引き渡しを行う実証実験を行いました。令和6年度は延べ309人からの持ち込みがあり、11,815点のリユース品の回収を行いました。

加えて、令和6年10月25日に株式会社ジモティーと連携しリユース拠点ジモテースポットの1拠点目を西区に開設し、令和7年12月末現在、市内に計3拠点が開設されています。市民であれば、家庭から出たまだ使えるけれども不要になったモノを持ち込むことができ、持ち込まれたモノは誰でも購入することができます。令和6年度末までに約6万点ものリユース品が持ち込まれ、5.3万点が次の利用者に引き渡されました。



さらに、市民の皆様が、衣類の資源循環に取り組みやすい環境を整備するため、衣類回収ボックスの設置をすすめました。株式会社 ECOMMIT が提供する PASSTO ボックスについては、令和7年12月末現在、一般の方が利用できる常設のボックスが市内に41カ所設置されており、令和7年4月から12月末までの回収総量は39,634kgで、それらの約95%がリユースにまわりました。



●アップサイクルの普及促進

市民のアップサイクルの認知度向上を図るため、令和6年度はアップサイクルの魅力を伝えられるよう、市内の事業者や学生と連携した体験型イベントを行い、延べ531人の方に参加していただきました。

6 施策3 分別・リサイクルの推進

(1) 分かりやすい・分けやすい区分による分別収集の実施

●紙製容器包装と雑がみ/プラスチック資源の一括収集

分かりやすい・分けやすい分別区分による分別収集の実施のために、令和5年4月から紙製容器包装と雑がみの一括収集を、令和6年4からはプラスチック資源の一括収集を開始しました。資源分別率の向上を図るとともに、リサイクルできない紙類や発火の恐れのあるもの等の異物が混入しないよう、引き続き広報を行います。

(2) 分別意識のさらなる向上

●ターゲットに応じた効果的な広報

分別ルールが定着しにくい若年層、外国人、短期賃貸マンション入居者、市外からの転入者等に対し、「ごみ減量・資源化ガイド」や分別アプリ等の活用によるターゲットの属性に応じた多様な手段による広報を行います。

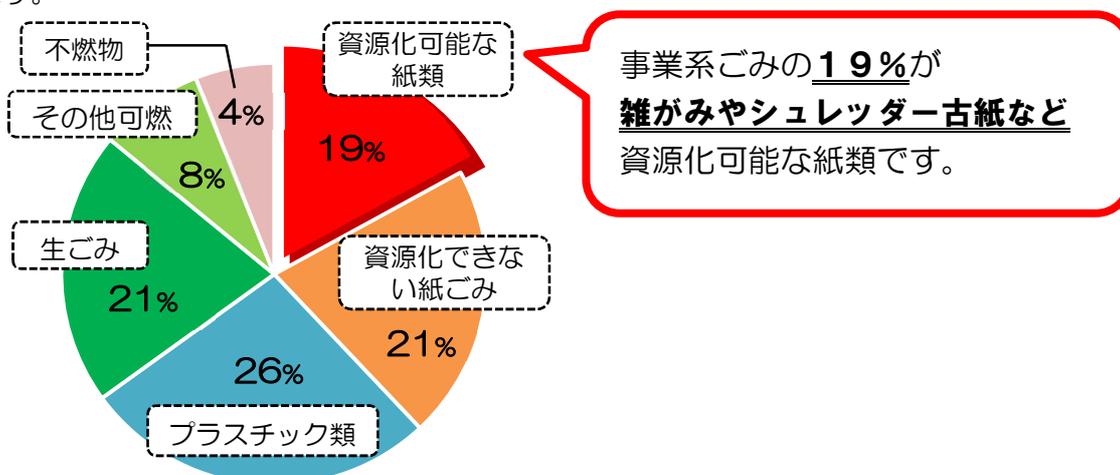
特に、今後も増加が見込まれる外国人住民に対してより分かりやすい周知を図るため、「ごみ減量・資源化ガイド（やさしい日本語版）」を区役所で配布した他、日本語学校の留学生への分別講座で活用しました。

●事業系ごみ（古紙・生ごみ・プラスチック）の分別・資源化の促進

事業系ごみの減量・資源化を促進するため、一定規模以上の事業用大規模建築物の所有者等に減量計画書の作成・提出、廃棄物管理責任者の選任・届出を義務づけています。

廃棄物管理責任者に対して講習会を毎年実施するほか、対象事業所には立入調査を実施し、ごみや資源の処理状況の確認、調査を行いつつ、改善点を指摘し、ごみの減量・資源化への取組を促しています。

古紙・生ごみ・プラスチックに重点を置いて、発生抑制や分別・資源化を指導する立入調査を行い、テナントビルのオフィス・店舗や中小事業所についても排出調査・資源化啓発を実施しています。



令和6年度の事業系ごみの品目別内訳
(事業系ごみ組成分析に基づく推計)

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(3) リサイクルのさらなる推進

●集団資源回収団体等への支援

地域の集団資源回収活動の実態を把握し、一層の活性化を図るため、実施団体の登録制度を実施し、事業協力金を支給するとともに、集団資源回収活動に関する情報提供を行っています。また、市民団体がスーパーの駐車場等を利用して行うリサイクルステーション活動に対しても、事業協力金を支給しています。

令和6年度回収実績

(単位：トン)

区 分		団体数 /箇所数	紙 類	布 類	びん類	金属類	合 計
集団資源回収	一般方式	2,254 団体	22,997	1,158	5	606	24,766
	学区方式	171 団体	15,091	642	-	15	15,748
リサイクルステーション		36 箇所	834	275	6	43	1,158

●拠点回収（小型家電・充電式家電、食用油）の実施

小型家電・充電式家電のリサイクル

携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電を総合スーパー、区役所、環境事業所等、市内71箇所（令和8年2月現在）で回収するほか、充電式掃除機等の充電式家電を各区の環境事業所で回収しています。

令和6年度は291トンを回収し、回収した小型家電及び充電式家電は認定事業者（小型家電の適正なリサイクルを実施する者として国に事業計画を認められた事業者）に引き渡し、有用金属等をリサイクルしました。



食用油のリサイクル

家庭の使用済み食用油を市内のスーパー等72店舗（令和8年2月現在）で回収しています。

令和6年度は57,919ℓを回収し、回収した食用油は民間精製業者に引き渡し、バイオディーゼル燃料等に精製しました。



左：食用油 右：バイオディーゼル燃料

●生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取り組みを推進するため、段ボールコンポストを用いた生ごみ堆肥化講座の開催(令和6年度:20回)や、生ごみ資源化活動に取り組む団体に対する支援(令和6年度:2団体)を行っています。



事業系生ごみの約50%の利活用を目指し、事業用大規模建築物等への立入調査によって民間生ごみ資源化施設へ誘導し、資源化を進めています。

●草木類のリサイクルに向けた検討

名古屋市の家庭系可燃ごみの中でも、約1割を占めている草木類について、資源化をすることで、ごみ減量に大きな効果が期待できることから、草木類収集を行っています。

令和7年度は6月と10月、11月の3回、事前申込制での収集を全市で行い、344.49tを収集しました。収集した草木類は資源化施設に搬入し、破砕処理によりチップ化され、主にバイオマス発電燃料として利用されます。

●園芸用土の回収・リサイクルの実施

令和7年10月に、株式会社カインズと資源循環に資する事業の取り組みを連携して実施することを目的として、協定を締結しました。

それに伴い、令和7年10月からカインズ名古屋堀田店において、家庭で不用になった園芸用土の無料回収を開始しました。令和7年12月末現在、約13tの園芸用土が回収され、新たな園芸用土としてリサイクルされます。



7 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

(1) 社会課題に対応した収集・処理の推進

●収集・処理時の火災・発火防止対策の推進

近年増えているリチウムイオン電池等による収集・処理時の火災・発火を防ぐため、電池類の一括収集や小型家電・充電式家電の拠点回収を行っています。

「電池類」やスプレー缶などの「発火性危険物」が誤った分別区分で排出されないよう広報・啓発するとともに、国や業界団体に対しては生産者責任について働きかけています。

また、処理施設では火災を未然に防ぐため、監視カメラ、検知器等を設置しており、発火の早期発見と確実な対応に努めています。

●収集時の環境負荷の低減

作業用自動車の使用に伴う大気汚染防止対策として、最新排出ガス規制適合車への計画的な買換えを進めるとともに、温室効果ガス排出抑制策として、令和6年度から次世代バイオディーゼ ル燃料を一部のごみ収集車両に試行導入しています。

(2) 計画的かつ環境に配慮した施設整備

●焼却工場の整備

南陽工場が休止し、令和2年度に北名古屋工場と富田工場が稼働したことで、設備規模が平準化し、5工場稼働で施設整備が進められる体制となりました。

南陽工場については、令和9年3月の稼働を目指し、既存の建屋を有効活用した設備更新による整備を進めています。



設備更新後の南陽工場
(イメージ)

(3) 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

●処分場の負荷軽減

焼却工場で発生した焼却灰は、鳴海工場で溶融処理するほか、民間施設において溶融、セメント化及び焼成により資源化しています。また、鳴海工場及び北名古屋工場では、ごみ等の溶融処理により生成されるスラグやメタルを資源化することで、処分場の負荷軽減を図っています。

民間施設における資源化については、広域処分場を含めた処分場の状況、民間施設の受け入れ状況や資源化コストなどを総合的に勘案しながら実施しています。



溶融処理施設における資源化（スラグ・メタルの利活用例）

8 施策5 快適に住み続けられるまちづくり

(1) 循環型社会に向けた社会経済システムの構築

●資源循環とビジネスが融合した社会の形成

サーキュラーエコノミー（以下、「循環経済」とする。）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものであります。国が令和6年8月に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画においては、循環経済を国家戦略に掲げ、循環型社会形成のためのドライビングフォースとして位置付けています。

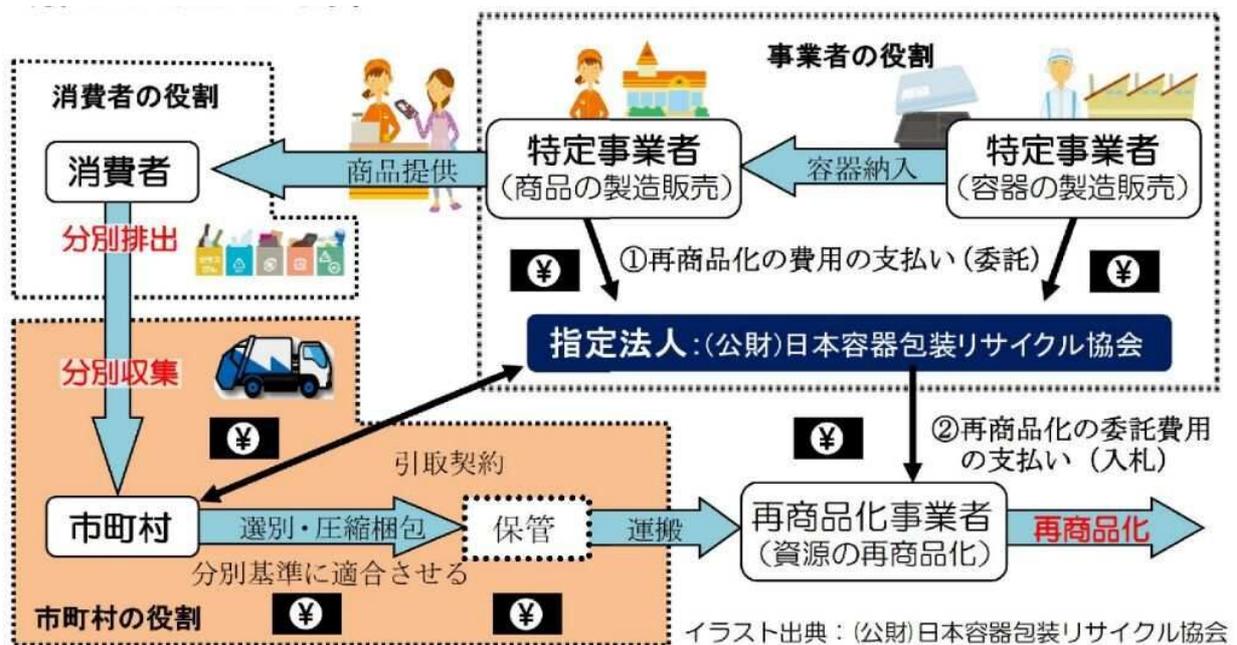
本市においても、循環経済の視点を取り入れた資源循環の普及・啓発に取り組み始めています。令和8年2月末には、循環経済の実現に向けた情報発信を強化し、市民と事業者の理解を深め、行動変容につなげるため、循環経済に資する情報や本市の施策、事業者の取組み等を発信する「名古屋市サーキュラーエコノミーポータルサイト」の開設を予定しています。今後も、市民の循環経済に対する理解・行動を促進するとともに、企業等が循環経済に資する事業に取り組みやすい環境の整備に向けた事業を検討していきます。



サーキュラーエコノミー（循環経済）の概念図

●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ

拡大生産者責任とは、OECD（経済協力開発機構）が提唱した概念で、「製品に対する生産者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大される環境政策上の手法」と定義されています。令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針のほか、製造事業者等による自主回収促進等について示され、設計段階での環境配慮の促進や素材別リサイクルが記載されるなど、一定程度拡大生産者責任の見直しが図られています。しかし、「容器包装リサイクル法」に基づく資源化を実施する際には、最も手間とコストがかかる分別収集・選別保管が自治体負担となり、事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かないなど、拡大生産者責任の徹底に至るには未だ少なからず課題があります。また、今後、高齢化の進行や外国人住民の増加などにより、素材の判別や適切な分別をすることが難しい市民が増えてくることが想定されており、事業者が製品を製造する段階で分別しやすいデザインを取り入れるなど、課題解決に向けた取り組みが求められています。本市では、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応するためにも、拡大生産者責任の徹底が必要であると考えていることから、引き続き、国に対して働きかけを続けていきます。

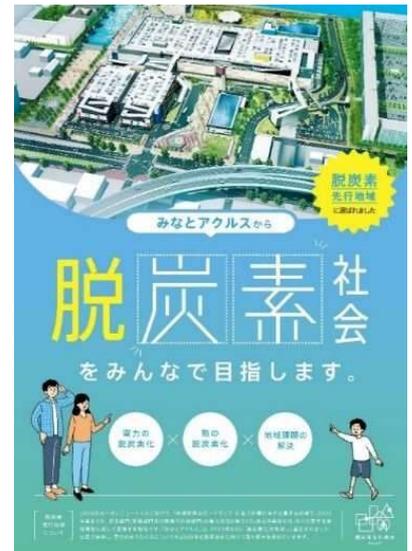


容器包装リサイクル法における再商品化までの流れ

●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり

本市では、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、魅力と質を向上させる地方創生に取り組む国の脱炭素先行地域に選定された、名古屋市港区の「みなとアクルス」において、住民の暮らしの質を向上させながら脱炭素社会の実現を目指す中で、循環型なまちづくりにも取り組んでいます。

事業提案においては、脱炭素先行地域内の生ごみについて循環型の仕組みの構築や、最新の省エネ厨房機器を使った健康で省エネな食生活やフードドライブ等を学ぶイベントを開催し、食を通して循環型社会を学ぶ取り組みなど様々な取り組みを検討していきます。



(2) きれいなまちづくり

●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進

市民が美化活動に取り組むきっかけとなるよう、ごみ拾いとジョギングを合わせた新しい市民参加型の環境と健康の両方にやさしいフィットネス「プロギング」を、区の魅力発信や、スポーツへの関心向上を目的に、区役所やスポーツチームと連携しながら実施しています。令和6年度は8回行い、延べ357人の参加者により合計106kgのごみを回収しました。



名古屋市のこれまでの取り組み

平成11年	1月	藤前干潟埋立計画（名古屋港西1区埋立事業）を中止
	2月	ごみ非常事態宣言
	5月	空きびん・空き缶の資源収集を全市に拡大
	7月	ごみ減量市民大集会を開催
	10月	ごみ指定袋制の導入
平成12年	4月	学区協議会方式による集団資源回収実施団体の登録開始、 コンテナボックスによる収集を廃止、事業系ごみ全量有料化の実施
	6月	第2次一般廃棄物処理基本計画を策定 環境デーなごやを開催（第1回）
	8月	プラスチック製・紙製容器包装及びペットボトルの収集を開始（2週間に1回）
平成13年	4月	プラスチック製・紙製容器包装及びペットボトルの収集を毎週1回に変更
	7月	不燃ごみのステーション収集を各戸収集に変更
	8月	なごやか収集を開始
	10月	愛岐処分場のかさ上げによる埋立容量の増量認可
平成14年	3月	猪子石工場竣工
	5月	「脱レジ袋宣言」を発表 第3次一般廃棄物処理基本計画を策定
	11月	藤前干潟がラムサール条約に登録
平成15年	5月	自治体環境グランプリで「環境大臣賞」と「グランプリ」を220万市民と 名古屋市が連名で受賞
	10月	市内共通還元制度「エコクーびよん」を開始（平成21年4月終了）
平成16年	4月	南区に第一処分場を開設 事業系ごみの市収集を廃止（許可業者収集へ移行）
	7月	五条川工場竣工
平成17年	3月	藤前干潟に環境学習施設が開設、なごや環境大学開講 「愛・地球博」開幕
平成19年	5月	オーストラリア・シロング市と湿地提携を締結
	10月	緑区で「レジ袋有料化促進モデル事業」を開始
平成20年	5月	第4次一般廃棄物処理基本計画を策定
	12月	化学繊維、人工皮革・ゴムを可燃ごみに分別区分変更
平成21年	4月	レジ袋有料化を全市に拡大
	6月	鳴海工場竣工
平成22年	6月	発火性危険物の収集を開始
	10月	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催
平成23年	4月	プラスチック製品を不燃ごみから可燃ごみへ区分変更 不燃ごみの収集回数を週1回から月1回へ変更 プラスチック製容器包装をステーション収集から各戸収集へ変更
平成24年	7月	「名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例」施行
平成26年	2月	小型家電の回収を開始
	3月	第一処分場埋立終了
	4月	使用済み食用油の拠点回収を開始
	11月	持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議開催
平成27年	5月	港区に第二処分場開設
平成28年	3月	第5次一般廃棄物処理基本計画を策定
	10月	スプレー缶類の排出方法を穴あけ不要に変更
平成29年	10月	蛍光管・水銀体温計・水銀温度計の拠点回収を開始
令和2年	6月	富田工場、北名古屋工場竣工
令和3年	4月	加熱式たばこ・電子たばこを発火性危険物の品目に追加
令和4年	4月	充電式家電の回収を開始
	7月	電池類の収集を開始
令和5年	3月	名古屋市プラスチック削減指針を策定
	4月	紙製容器包装と雑がみの一括収集を開始
	5月	民間事業者と連携したリユース事業を開始
令和6年	3月	第6次一般廃棄物処理基本計画（食品ロス削減推進計画を内包）を策定
	4月	プラスチック資源の一括収集を開始



名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話:052-972-2398 FAX:052-972-4133

E-mail:a2378@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp